

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29年－13 (29. 5.16)	警 察	<p>開かれた鳥取県警実現のため、県警に対する県民の声のネット公開を求めることについて</p> <p>▶陳情理由 鳥取県の本庁各部局、教育委員会などに寄せられた県民の声については、県民の声処理要領に基づき、県民課に寄せられたものにあつては、各部局に回付・回答を要請し、また、各部局に直接寄せられたものについても、同様に県庁内で共有し、受付から起算して、おおむね5日以内に回答し、HPによるインターネット公開は、15日程度でなされることになっている。</p> <p>これは、県民からの建設的な意見や提案を、回答を含めて明らかにすることで、県民が今の県政はどうなっているのか知る権利を担保し、県民の信頼を確保し、「開かれた鳥取県政」の実現に資する点で意味がある。</p> <p>一方、県警への意見などについては、県民課に送っても、それが県警の広報県民課など担当部局に回付された旨がインターネットで公表されるものの、それに対する回答は公表されず、また「鳥取県警の警察行政一般に対するご意見、ご要望、情報提供などをお寄せください。」として電子メール送信フォームを設けているものの、同様に公表されていない。</p> <p>当然、捜査情報や個人情報などは公開する必要はないし、やっではないと思うが、一方、たとえば、「パトカーを電気自動車にしてはどうか」などの建設的な意見や、たとえば「職員が勤務中なのに〇〇していた」などの批判などは、当然に、その回答とともに公表してよいと思う。ほかの部局ではできているのであるから、できるはずである。</p> <p>警察は、県民の権利を制限し、義務を課する捜査権を持っているところ、一般の職員以上の高い倫理性と情報公開によって、市民に近く、信頼される県警たるべきことが求められている。</p> <p>よって、県警に対する県民の声を、インターネット公開することをお願いする。</p> <p>▶陳情趣旨 鳥取県警に対する県民の声を、インターネット公開すること。</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)